

# 食物アレルギー対応について

※アレルギーをお持ちのお子様は必ずご確認ください。

池田市教育委員会

池田市立学校給食センター

下記に当てはまるお子さまは、医師の診断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」が必要となります。詳しくは学校園または下のQRコードより池田市のホームページをご覧ください。



氏名	性別	学年	アレルギー疾患	対応状況
山田 太郎	男	小学1年	卵アレルギー	対応済み
田中 花子	女	小学2年	牛乳アレルギー	対応済み
佐藤 健一	男	小学3年	小麦アレルギー	対応済み
鈴木 美咲	女	小学4年	大豆アレルギー	対応済み
高橋 誠二	男	小学5年	鶏卵アレルギー	対応済み
伊藤 真由	女	小学6年	魚卵アレルギー	対応済み
渡辺 拓也	男	小学1年	アレルギーなし	対応済み
中村 莉子	女	小学2年	アレルギーなし	対応済み
小林 大輔	男	小学3年	アレルギーなし	対応済み
加藤 千尋	女	小学4年	アレルギーなし	対応済み
山崎 悠太	男	小学5年	アレルギーなし	対応済み
佐々木 舞	女	小学6年	アレルギーなし	対応済み

エピペン®をお持ちのお子さま  
※体重制限により内服薬を処方されている場合も含まれます

アナフィラキシーの既往歴のあるお子さま

除去食を希望されるお子さま

池田市の学校給食では3つの除去を対応しております。それ以外の除去食対応は行っておりません。



鶏卵・魚卵



飲用牛乳



パン

〔アレルギー説明会開催について〕

食物アレルギーについて、池田市での対応などお伝えいたします。詳しい説明をご希望の方、また質問等ある方は、ぜひご参加ください。

日時：2月25日（火） 14時～15時

場所：【池田市保健福祉総合センター 4階 大会議室】で行います。



詳しくは学校園またはQRコードより池田市のHPをご覧ください  
池田市ホームページ「アレルギー対応について」

ウラもご覧ください

# 学校園における食物アレルギーの対応 Q & A

## Q1：学校生活管理指導表はどのような病状の人が提出すべきですか？

A：アレルギー疾患により学校園生活の中で 特別な配慮が必要な人になります。特にエピペン®の処方がある、アナフィラキシーの既往歴のある人が対象となります。食物アレルギー疾患があり、新たに除去食を申込まれる場合にも提出をお願いしています。また、学校園が必要と認めた場合には提出をお願いします。

## Q2：学校生活管理指導表を提出するかどうかは誰が判断したらよいですか？

A：アレルギー疾患と医師から診断されて、医師から配慮が必要と認めた場合に提出が必要です。

## Q3：アレルギーの症状が非常に軽い場合でも、学校生活管理指導表が必要ですか？

A：学校園での配慮は必要ないと医師が診断した場合、提出は不要です。ただし、除去食を申し込まれる場合には、学校生活管理指導表と除去食申込み書の提出が必要です。

## Q4：除去食の対応食品は何ですか？

A：卵類（鶏卵・うずら卵）、魚卵、飲用牛乳、パンの完全除去です。

給食に出ない食品は「えび・かに・そば・落花生（ピーナッツ）」を含む食品と「生卵」は使用しません。

## Q5：学校生活管理指導表の提出がないと給食の除去食対応はできないのですか？

A：はい。自己判断や幼少時の診断結果では、過剰な除去になる可能性があるため、提出をお願いします。ガイドライン改訂に伴い、国の指針・様式に統一するため提出が必要になります。

## Q6：パンと飲用牛乳を除去した場合、給食費は返金してもらえるのですか？

A：パンと飲用牛乳については、給食費より返金します。除去食（副食）は通常食と同額になります。弁当対応の場合、徴収はありません。飲用牛乳のみ申し込まれる場合は、牛乳代金のみお支払い頂きます。

## Q7：以前牛乳を飲んで、お腹が痛くなったのでそれ以来、牛乳を飲んでいません。牛乳アレルギーの疑いがあるので、飲用牛乳の除去はできますか？

A：特定の食材を食べて、症状が現れたといっても、食物アレルギーとは限りません。

食物アレルギーではなく、乳糖不耐症など、その他疾患の場合には受診機関の診断書を提出してください。それをもとに飲用牛乳の除去食対応を行います。

その他のQ & Aはホームページでご確認ください。  
また、ご質問がある方は、学校園または給食センターまでお問い合わせください  
学校給食センター 072-751-8311・8312